

# 仕 様 書

## 1 設置場所

広島市立リハビリテーション病院（広島市安佐南区伴南一丁目39番1号）

## 2 機器及び設置台数

病床数	機 器 及 び 設 置 台 数									
	床頭台		テレビ	DVD 再生装置	冷蔵庫	課金機	ランドリー システム	カード 自販機	カード 精算機	マスク 販売機
	(大)	(小)								
100床	2台	98台	100台	2台	100台	100台	6セット	2台	1台	2台

## 3 機器の仕様

### (1) 床頭台

ア 木製オリジナル製品とすること。

イ 寸法

(ア) 大（特別室用）

幅950×奥行550×高900 程度

(イ) 小（一般用）

幅550 mm以下×奥行700 mm以下×高1800mm以下

ウ 操作が安易なストッパー付きのキャスターを設置すること。

エ 冷蔵庫一体型の床頭台とすること。

オ 容量及び操作性を考慮したセーフティボックスを設置し、マスターキーを病院に提供すること。

### (2) テレビ

ア 19インチの液晶テレビとすること。

イ 地上デジタル放送及び衛星デジタル放送のチューナーを内蔵していること。

ウ テレビの幅は、床頭台の幅以下とすること。

エ ワイヤレスリモコン付きとすること。

オ イヤホンジャック付きとすること。

カ 個室以外に設置するテレビは、スピーカーから音が出ないようにすること。

キ 床頭台に設置するテレビは、前後の移動及び上下左右の角度調整が可能なこと。

### (3) DVD再生機

ア 薄型タイプとし、床頭台（大）に内蔵すること。

イ ワイヤレスリモコン付きとすること。

ウ ブルーレイディスク対応型とすること。

### (4) 冷蔵庫

ア 床頭台に内蔵すること。

イ 容量は20リットル程度とすること。なお、500ミリリットルのペットボトルが縦置き収納で

きること。

ウ 静音及び低振動設計で、ペルチェ式とすること。

エ テレビのスイッチと冷蔵庫のスイッチを間違えて使用することがないように、配慮すること。

(5) ランドリーシステム

ア 洗濯機の上に架台を取り付けて、乾燥機を設置すること。

イ 洗濯機は全自動式、ステンレス槽及び4.5kg以上の洗濯容量とすること。

ウ 乾燥機は全自動式、ステンレスドラム及び4.5kg以上の乾燥容量とすること。

(6) 課金機

ア プリペイドカード減算方式とすること。

イ プリペイドカードの残度数及び残時間が表示できること。

ウ 課金機は、操作が容易なものとする。

(7) プリペイドカード自販機

ア テレビ、冷蔵庫、ランドリーシステムの共通プリペイドカードとする。

イ 当院の指定する場所に設置すること。

(8) プリペイドカード精算機

ア 精算単位は10円とすること。

イ 払い戻し手数料は無料とする。

(9) マスク販売機

ア 電源不要の手動式マスク販売機を導入すること。

イ 投入硬貨は100円硬貨のみとする。

4 アンテナ等周辺設備の設置

次の周辺設備を設置すること。

(1) テレビ

ア 院内放送設備（VTR・キャビネット・コントローラー・ミキサー・変調器等一式、配線・接続工事を含む。）を設置すること。

イ アンテナ等配線工事を施工すること。

(2) ランドリーシステム

配線・接続工事及び架台固定工事を施工すること。

5 放送システム

(1) 一般放送 8チャンネル（NHK 2チャンネル、衛星 2チャンネル、民放 4チャンネル）以上

(2) 院内放送 病院案内ビデオを作製し、院内で放送すること。

6 保険

機器の盗難・火災・破損等の事故に対する動産保険に加入すること。

7 料 金

各機器の利用料金は次のとおりとし、全額設置業者の収益金とする。

なお、契約期間中において、消費税及び地方消費税の改定があった場合は、別途協議により利用料金を決定することができるものとする。

- (1) テレビ 1時間43円以下
- (2) 冷蔵庫 24時間103円以下
- (3) 洗濯機 1行程（洗い・すすぎ・脱水）当たり103円以下
- (4) 乾燥機 1回（30分間）当たり103円以下
- (5) マスク自販機 1枚あたり100円以下

## 8 管理経費の納付

光熱水費及び固定資産貸付料の相当額として、売上金額に下表の率を乗じて得た額の管理経費を広島市立病院機構に納付すること。

テレビ(DVD)・冷蔵庫	ランドリーシステム	
	洗濯機	乾燥機
7%以上	93%以上	11%以上

## 9 メンテナンス体制

- (1) メンテナンスの拠点を市内に設置すること。
- (2) 緊急連絡網を整備し、病院に報告すること。
- (3) 年中無休のメンテナンス体制を整えること。
- (4) メンテナンスに係る経費を負担すること。
- (5) 機器故障時等に備えて、適切な数量の予備を確保し、故障時には迅速に予備の機器と交換すること。
- (6) 設置運営事業者が設置した機器等は、常に正常かつ清潔な状態に保つこと。
- (7) 患者が退院した際には、その都度テレビ等レンタルシステム（ランドリーシステム、カード自販機及びカード精算機を除く。）の清掃を実施すること。

## 10 諸費用の負担

設置業者は、次の費用を負担すること。

- (1) 機器及び周辺設備の設置に係る費用
- (2) 機器及び周辺設備の運営に係る費用（ただし、電気料金及び水道料金は除く。）
- (3) 機器及び周辺設備の修繕に係る費用（ただし、利用者の明らかな不注意、若しくは故意によって発生した修繕を除く。）
- (4) 動産保険料及び機器に係る公課
- (5) レンタルテレビに係るNHK受信料（地上契約・衛星契約）

- (6) 病院案内ビデオの作製費用
- (7) 契約期間の満了または契約の解除等による機器及び設備等の撤去に係る費用

## 11 その他

- (1) 毎年度、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第5条に定める「固定資産貸付申請書」を提出すること。なお、電気料金及び水道料金ならびに固定資産貸付料については管理経費に含むものとし、別途徴収はしない。
- (2) 設置に当たっては、旧レンタルシステムの業者と協力し合いながら、円滑な新旧機器の入替に努めること。
- (3) 契約期間の満了若しくは契約の解除により機器及び周辺設備を撤去する際、カード精算機については契約終了後も暫時設置する場合がある。